

電気機械器具防爆構造規格の一部を改正する件 新旧対照条文

○電気機械器具防爆構造規格（昭和四十四年労働省告示第十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>第三十三条 安全増防爆構造の端子箱の接合面は、次の各号のいずれかに定めるところによらなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 パッキンは、金属、ガラス繊維、合成ゴムその他耐熱性及び耐久性を有するものを用い、かつ、常に十分な圧力で押しつけられている構造であること。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第三十三条 安全増防爆構造の端子箱の接合面は、次の各号のいずれかに定めるところによらなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 パッキンは、金属、石綿、ガラス繊維、合成ゴムその他耐熱性及び耐久性を有するものを用い、かつ、常に十分な圧力で押しつけられている構造であること。</p>

作業環境測定基準の一部を改正する件 新旧対照条文

○作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定化学物質の濃度の測定）</p> <p>第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場を除く。）における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（石綿の濃度の測定）</p> <p>第十条の二 令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場に限る。）における空気中の石綿の濃度の測定は、ろ過捕集方法及び計数方法によらなければならない。</p> <p>2 第二条第一項第一号から第二号の二まで及び第三号本文の規定は、前項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉍物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは、「石綿」と読み替えるものとする。</p>	<p>（特定化学物質の濃度の測定）</p> <p>第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場（令第六条第二十三号イ又はロに掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場を除く。）における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（石綿の濃度の測定）</p> <p>第十条の二 令第二十一条第七号に掲げる作業場（令第六条第二十三号イ又はロに掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場に限る。）における空気中の令第六条第二十三号イに掲げる物の濃度の測定は、ろ過捕集方法及び計数方法によらなければならない。</p> <p>2 第二条第一項第一号から第二号の二まで及び第三号本文の規定は、前項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉍物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは、「令第六条第二十三号イに掲げる物」と読み替えるものとする。</p>

作業環境評価基準の一部を改正する件 新旧対照条文

○作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第二条関係）			
(略)	物の種類 三十三の二 石綿	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
		管理濃度	管理濃度
別表（第二条関係）			
(略)	物の種類 三十三の二 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
		管理濃度	管理濃度

石綿障害予防規則第十六条第一項第四号の厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件

○石綿障害予防規則第十六条第一項第四号の厚生労働大臣が定める性能（平成十七年厚生労働省告示第百二十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>石綿障害予防規則第十六条第一項第四号の厚生労働大臣が定める性能は、石綿等（同令第二条に規定する石綿等をいう。）の粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置のフードの外側における一気圧の空気一立方センチメートル当たりを占める石綿の五マイクロメートル以上の繊維の数が五を超えないものとする。</p>	<p>石綿障害予防規則第十六条第一項第四号の厚生労働大臣が定める性能は、特定石綿等（同令第二条第一項第三号に規定する特定石綿等をいう。）の粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置のフードの外側における一気圧の空気一立方センチメートル当たりを占める特定石綿（同項第二号に規定する特定石綿をいう。）の五マイクロメートル以上の繊維の数が五を超えないものとする。</p>

石綿障害予防規則第十六条第二項第三号の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件

○石綿障害予防規則第十六条第二項第三号の厚生労働大臣が定める要件（平成十七年厚生労働省告示第百三十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）第十六条第二項第三号の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 密閉式プッシュアップル型換気装置（ブースを有するプッシュアップル型換気装置であつて、送風機により空気をブース内へ供給し、かつ、ブースについて、フードの開口部を除き、天井、壁及び床が密閉されているもの並びにブース内へ空気を供給する開口部を有し、かつ、ブースについて、当該開口部及び吸込み側フードの開口部を除き、天井、壁及び床が密閉されているもの）をいう。以下同じ。）は、次に定めるところに適合するものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ ブース内に下向きの気流（以下「下降気流」という。）を発生させること、石綿等（石綿則第二条に規定する石綿等をいう。以下同じ。）の粉じんの発散源にできるだけ近い位置に吸込み側フードを設けること等により、石綿等の粉じんの発散源から吸込み側フードへ流れる空気を石綿等に係る作業に従事する労働者が吸入するおそれがない構造のものであること。</p> <p>ハ 捕捉面（吸込み側フードから最も離れた位置の石綿等の粉じんの発散源を通り、かつ、気流の方向に垂直な平面（ブース内に発生させる気流が下降気流であつて、ブース内に特定石綿等に係る作業に従事する労働者が立ち入る構造の密閉式プッシュアップル型換気装置にあつては、ブースの床上一・五メートルの高さの水平な平面）をいう。以下ハにおいて同じ。）における気</p>	<p>石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）第十六条第二項第三号の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 密閉式プッシュアップル型換気装置（ブースを有するプッシュアップル型換気装置であつて、送風機により空気をブース内へ供給し、かつ、ブースについて、フードの開口部を除き、天井、壁及び床が密閉されているもの並びにブース内へ空気を供給する開口部を有し、かつ、ブースについて、当該開口部及び吸込み側フードの開口部を除き、天井、壁及び床が密閉されているもの）をいう。以下同じ。）は、次に定めるところに適合するものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ ブース内に下向きの気流（以下「下降気流」という。）を発生させること、特定石綿等（石綿則第一条第三号に規定する特定石綿等をいう。以下同じ。）の粉じんの発散源にできるだけ近い位置に吸込み側フードを設けること等により、特定石綿等の粉じんの発散源から吸込み側フードへ流れる空気を特定石綿等に係る作業に従事する労働者が吸入するおそれがない構造のものであること。</p> <p>ハ 捕捉面（吸込み側フードから最も離れた位置の特定石綿等の粉じんの発散源を通り、かつ、気流の方向に垂直な平面（ブース内に発生させる気流が下降気流であつて、ブース内に特定石綿等に係る作業に従事する労働者が立ち入る構造の密閉式プッシュアップル型換気装置にあつては、ブースの床上一・五メートルの高さの水平な平面）をいう。以下ハにおいて同じ。）におけ</p>

流が次に定めるところに適合するものであること。

(計算式 略)

二 開放式プッシュプル型換気装置（密閉式プッシュプル型換気装置以外のプッシュプル型換気装置をいう。以下同じ。）は、次のいずれかに適合するものであること。
イ 次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) (略)

(2) 石綿等の粉じんの発散源が換気区域（吹出し側フードの開口部の任意の点と吸込み側フードの開口部の任意の点を結ぶ線分が通ることのある区域をいう。以下イにおいて同じ。）の内部に位置するものであること。

(3) 換気区域内に下降気流を発生させること、石綿等の粉じんの発散源にできるだけ近い位置に吸込み側フードを設けること等により、石綿等の粉じんの発散源から吸込み側フードへ流れる空気を石綿等に係る作業に従事する労働者が吸入するおそれがない構造のものであること。

(4) 捕捉面（吸込み側フードから最も離れた位置の石綿等の粉じんの発散源を通り、かつ、気流の方向に垂直な平面（換気区域内に発生させる気流が下降気流であって、換気区域内に石綿等に係る作業に従事する労働者が立ち入る構造の開放式プッシュプル型換気装置にあつては、換気区域の床上一・五メートルの高さの水平な平面）をいう。以下同じ。）における気流が、次に定めるところに適合するものであること。

(計算式 略)

(5) (略)

ロ 次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) (略)

(2) 石綿等の粉じんの発散源が換気区域（吹出し側フードの開口部から吸込み側フードの開口部に向かう気流が発生する区

る気流が次に定めるところに適合するものであること。

(計算式 略)

二 開放式プッシュプル型換気装置（密閉式プッシュプル型換気装置以外のプッシュプル型換気装置をいう。以下同じ。）は、次のいずれかに適合するものであること。
イ 次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) (略)

(2) 特定石綿等の粉じんの発散源が換気区域（吹出し側フードの開口部の任意の点と吸込み側フードの開口部の任意の点を結ぶ線分が通ることのある区域をいう。以下イにおいて同じ。）の内部に位置するものであること。

(3) 換気区域内に下降気流を発生させること、特定石綿等の粉じんの発散源にできるだけ近い位置に吸込み側フードを設けること等により、特定石綿等の粉じんの発散源から吸込み側フードへ流れる空気を特定石綿等に係る作業に従事する労働者が吸入するおそれがない構造のものであること。

(4) 捕捉面（吸込み側フードから最も離れた位置の特定石綿等の粉じんの発散源を通り、かつ、気流の方向に垂直な平面（換気区域内に発生させる気流が下降気流であって、換気区域内に特定石綿等に係る作業に従事する労働者が立ち入る構造の開放式プッシュプル型換気装置にあつては、換気区域の床上一・五メートルの高さの水平な平面）をいう。以下同じ。）における気流が、次に定めるところに適合するものであること。

(計算式 略)

(5) (略)

ロ 次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) (略)

(2) 特定石綿等の粉じんの発散源が換気区域（吹出し側フードの開口部から吸込み側フードの開口部に向かう気流が発生す

域をいう。以下ロにおいて同じ。）の内部に位置するもので
あること。
(3) ・ (4) (略)

る区域をいう。以下ロにおいて同じ。）の内部に位置するも
のであること。
(3) ・ (4) (略)

石綿障害予防規則第十七条第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件

○石綿障害予防規則第十七条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十七年厚生労働省告示第百三十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）第十七条第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 石綿則第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における一気圧の空気一立方センチメートル当たりを占める石綿の五マイクロメートル以上の繊維の数が五を常態として超えないように稼働させること。</p> <p>二（略）</p>	<p>石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）第十七条第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 石綿則第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における一気圧の空気一立方センチメートル当たりを占める特定石綿（石綿則第二条第一項第二号に規定する特定石綿をいう。以下同じ。）の五マイクロメートル以上の繊維の数が五を常態として超えないように稼働させること。</p> <p>二（略）</p>